

平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社エイアンドティー  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 磯 村 健 二  
(コード番号：6722)  
問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 黒 澤 研 治  
電 話 番 号 0 4 5 - 3 1 7 - 1 2 5 2 (代)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1)公告の周知性向上及び合理化を図るために当社の公告の方法を電子公告とし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行えるよう、現行定款第 4 条（公告の方法）に所要の変更を行うものであります。
- (2)「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）、「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
  - ①「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に従い、定款に定める事によって、株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主の皆様に対して提供したものとみなすことが可能となりますので、変更定款案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
  - ②会社法第 426 条第 1 項及び第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役が職務の執行にあたり期待される役割が十分に発揮できるよう、法令の限度において取締役会の決議によって責任を免除できる旨を定めるため、また、適切な人材としての社外取締役の招聘ができるようにするため、社外取締役との間に責任限度契約を締結することを可能にするため、変更定款第 30 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、同変更案の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
  - ③会社法第 426 条第 1 項及び第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役が職務の執行にあたり期待される役割が十分に発揮できるよう、法令の限度において取締役会の決議によって責

# NEWS RELEASE

---

任を免除できる旨を定めるため、また、独立性の高い適切な人材としての社外監査役の招聘ができるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 39 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

④その他、会社法の規定により、定款にて定める必要がなくなった規定の削除、定款上での引用する条文の会社法の相当条文への変更、旧商法上の用語の会社法で使用される用語への変更、条文の新設・削除に伴う条数の変更、一部字句・表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

(3) 以上のほか、上記変更に伴う条数の変更やその他の条文の整備を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社エイアンド ティーと称し、英文では、A&T Corporation と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(1) 医学及び理化学分野における各 種分析機器及び医療用具の研 究、開発、製造及び仕入販売並 びに保守、点検、修理	(1) (現行どおり)
(2) コンピュータシステム及び情報 処理機器の開発、作成及び仕入 販売並びに保守、点検、修理	(2) (現行どおり)
(3) 医薬品の研究、開発、製造及び 仕入販売	(3) (現行どおり)
(4) 毒物及び劇物の製造及び販売	(4) (現行どおり)
(5) 前各号に関連する輸出及び輸入	(5) (現行どおり)
(6) 医療施設並びに臨床検査受託施 設に係わるコンサルティング業 務	(6) (現行どおり)
(7) 損害保険代理店業務	(7) (現行どおり)
(8) 前各号に付帯関連する一切の業 務	(8) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県藤沢市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、20,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<u>—</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。<u>—</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定に拘らず、当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、<u>会社法第847条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うことができない。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

(別紙) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社エイアンド ティーと称し、英文では、A&T Corporation と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(1) 医学及び理化学分野における各 種分析機器及び医療用具の研 究、開発、製造及び仕入販売並 びに保守、点検、修理	(1) (現行どおり)
(2) コンピュータシステム及び情報 処理機器の開発、作成及び仕入 販売並びに保守、点検、修理	(2) (現行どおり)
(3) 医薬品の研究、開発、製造及び 仕入販売	(3) (現行どおり)
(4) 毒物及び劇物の製造及び販売	(4) (現行どおり)
(5) 前各号に関連する輸出及び輸入	(5) (現行どおり)
(6) 医療施設並びに臨床検査受託施 設に係わるコンサルティング業 務	(6) (現行どおり)
(7) 損害保険代理店業務	(7) (現行どおり)
(8) 前各号に付帯関連する一切の業 務	(8) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して会社に備え置く。</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p><u>第18条</u> 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>2 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第21条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の任期)  <u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第22条</u> 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u>  2 <u>取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選任する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u>  <u>3 取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)  <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し議長となる。</u>  2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)  <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の任期)  <u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第23条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u>  2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第24条</u> (現行どおり)  2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第25条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法等)  <u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。  <u>2</u> <u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則)  <u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><u>2</u> <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)  <u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)  <u>第27条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)  <u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)  <u>第29条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第30条 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任方法</u>)</p> <p><u>第38条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>	<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役の実任免除</u>)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(<u>会計監査人の任期</u>)  <u>第39条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年</u>  <u>内の最終の決算期に関する定時株主</u>  <u>総会終結のときまでとする。</u>  <u>2 前項の定時株主総会において別段</u>  <u>の決議がされなかったときは、会計</u>  <u>監査人は、当該株主総会において再</u>  <u>任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)  <u>第40条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役</u>  <u>が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p>
<p>(<u>営業年度及び決算期</u>)  <u>第41条</u> <u>当社の営業年度は、毎年1月1</u>  <u>日から当年12月31日までの1年と</u>  <u>し、12月31日を決算期とする。</u></p>	<p>(<u>事業年度</u>)  <u>第40条</u> <u>当社の事業年度は、毎年1月1</u>  <u>日から当年12月31日までの1年とす</u>  <u>る。</u></p>
<p>(<u>利益配当金</u>)  <u>第42条</u> <u>当社の利益配当金は、毎年12月</u>  <u>31日の最終の株主名簿及び実質株主</u>  <u>名簿に記載または記録された株主ま</u>  <u>たは登録質権者に対して支払う。</u></p>	<p>(<u>期末配当金</u>)  <u>第41条</u> <u>当社は株主総会の決議によって</u>  <u>毎年12月31日の最終の株主名簿の記</u>  <u>載または記録された株主または登録</u>  <u>株式質権者に対し金銭による剰余金</u>  <u>の配当 (以下「<u>期末配当金</u>」とい</u>  <u>う。)</u> <u>を支払う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、取締役会の決議によ<u>り</u>、毎年6月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第44条</u> 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる<u>ものとする。</u></p> <p>2 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息を付けない。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によ<u>つ</u>て、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第43条</u> 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息を付けない。</p>